

新型コロナウイルス 訪問看護サービス対応マニュアル

目次

1. はじめに
2. 濃厚接触者とは
3. 訪問看護における基本手順
4. 感染症に関する基礎知識
5. 訪問する前に準備するもの
6. 利用者別予防策
7. 陽性判定者への訪問看護
8. その他

1. はじめに <マニュアルの目的>

- ①訪問看護を行う際の感染症に関する知識を身に付けることにより感染を防止する。
- ②利用者及び同居家族等が濃厚接触者(同居家族が感染者となり入院した場合を含む)となった場合において、訪問看護サービスが継続できるように、正しい知識と技術を身に付ける
- ③新型コロナウイルス感染症対策において、町田市に事業所を置く訪問看護事業所での共通認識及び対応を充実化させ
- ④町田市保健所との連携・情報共有を行うことで新型コロナウイルス感染症対策における的確な行動をとれるようにする

2. 濃厚接触者とは

【患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者】

- ① 患者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ② 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防なしで患者と15分以上の接触があった者
- ③ 患者の気道分泌若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

※「濃厚接触者に接触した人」については、その時点では一般の方と同様となるため、引き続き従来のサービスの提供を行う。

※保健所が濃厚接触者と特定した者を参考とする。

町田市保健所「新型コロナウイルス感染症特設ページ」:[濃厚接触者の方へ/町田市ホームページ \(city.machida.tokyo.jp\)](https://city.machida.tokyo.jp)

3. 訪問看護における基本手順

- ① 基本原則
 - (ア) 保健所の指導を最優先として対応する。
 - (イ) 同居家族等が濃厚接触者となった場合は、訪問している間は別室で待機

していただく。別室での待機が難しい場合は2m以上の距離を保っていた
き、定期的に換気を行う。

(ウ) 訪問スタッフの選定において、持病や免疫低下のある者、妊婦等の派遣
は控える。

② 利用者・同居家族等への対応

(ア) 感染症予防対策として重要であるウイルスを「持ち込まない・持ち出さない」
ことを徹底するため、完全防護の対応をさせていただくことの同意を得る。

(イ) 訪問の継続(新規依頼を含む)をするにあたっては、利用者・同居家族等
(同居家族等は極力別室に居ていただく)にマスクを必ず着用(障害・疾病等
止むを得ない場合を除く)していただく。また、訪問する前に、利用者・同居家
族等は必ず検温して、息苦しさ(呼吸困難)、だるさ(倦怠感)、発熱や咳など
軽い風邪症状が出現した場合は、予め事業所に連絡することに同意してい
ただく。

(ウ) 原則、感染症予防対策として使用した手袋、マスク、ガウン等は、利用者・
家族等で処分していただくよう依頼する。

4. 感染症に関する基礎知識

① 予防の基本原則新型コロナウイルスの感染原因は、接触感染・飛沫感染が経
路となることから、咳やくしゃみを浴びない、複数の人が触れる蛇口・ドアノブや
自分の衣類・顔・髪等を触った手で目や口、鼻に触れないことを徹底する。具
体的には、お互いが マスクを着用して飛沫感染を防ぎ、手袋・ガウンを着用し
た上で、手洗い・手指消毒を徹底することにより感染を防ぐことができる。

② 新型コロナウイルスの感染症対策のポイント

(ア) サージカルマスクを着用する。

(イ) 利用者宅へ入室したら、退室するまでマスクを外さない。

(ウ) 利用者・同居家族等にも、家に入る前にはマスクを着用していただく。

(エ) ウイルスが付着している可能性がある場所(自分の身体を含む)を常に意
識しておく。

(オ) 入室前後の手洗い・手指消毒を行い、支援中は自分の目・口、鼻を 触ら
ない。

(カ) アルコール消毒液は、手のひらにすり込むだけではなく、十分な量を使っ

- て、手洗い同様に爪・親指・指の間・手首を忘れずにしっかりすり込む。
- (キ) ウイルスが飛散することを防ぐために、トイレに汚物を流すときは蓋を閉める。また、ビニール袋を縛る際は排気を浴びないように注意する。
- (ク) 退室後は、速やかに事業所又は自宅に帰り、持ち帰ったゴーグルの消毒、衣類の洗濯(一般的な洗濯でよい)、シャワー等で身体を清潔にする。

5. 訪問する前に準備するもの

- ① サージカルマスク 2枚 ※退室の際に交換
- ② 手袋 3組以上 ※2組装着し汚れたら外側を交換
- ③ ガウン(使い捨てエプロン)2枚 ※1枚は予備
- ④ キャップ1枚 ※シャワーキャップでも可
- ⑤ ゴーグル1個または
- ⑥ フェイスシールド1枚 ※花粉用眼鏡でも可
- ⑦ 足カバー1組 備品
- ① ビニール袋 45ℓ2枚
- ② ビニール袋 20ℓ1枚
- ③ 石鹼(ハンドソープ)、ペーパータオル
- ④ アルコール消毒液(70%)
- ⑤ アルコール除菌ウェットティッシュ〔

6. 利用者別の予防策

①症状のない利用者様への訪問

- (ア) サージカルマスク
- (イ) フェイスシールド、ゴーグル
- (ウ) 使い捨てエプロン
- (エ) 手袋

* (イ)～(エ)の使用は排泄ケア、口腔ケアなど汗以外の体液に触れる可能性のあるケアを行う場合に着用する

②症状のある利用者もしくは濃厚接触者と保健所に判断された利用者(陰性結果でも14日間は自宅待機となっている方)への訪問及び、陽性結果の利用者への訪問

- (ア) サージカルマスク
- (イ) フェイスシールド、ゴーグル
- (ウ) ガウン(レインコート代用可能)
- (エ) 手袋
- (オ) シューズカバー*

* 履物に血液や汚物の付着が生じる可能性のある場合

③吸引などのエアロゾルが発生する可能性がある利用者への訪問

- (ア) N95 マスク(NK95、DS2 も可能とする)
- (イ) フェイスシールド、ゴーグル
- (ウ) ガウン(レインコート代用可能)
- (エ) 手袋

気管挿管・抜管、気道吸引、NPPV 装着など

上記内容に加えて、以下3点に注意し訪問にあたる。

- 1) 訪問中の換気
- 2) 出来る限り短時間の訪問
- 3) 利用者へのマスク着用呼びかけと実施

7. 陽性判定者への訪問看護

①既存利用者が陽性判定時の訪問

- (ア) 保健所、主治医、家族と連携を取りケアの必要性を判断する
- (イ) 生命や生活に直結しない訪問であれば利用者、家族との相談の上訪問回数を減らすことや電話での対応などを考慮する
- (ウ) 生命や生活に直結する訪問で、入院せず在宅隔離となった場合は訪問する(その場合の訪問期間や回数は最低限に抑える)
- (エ) 体調悪化時の訪問を行うかどうかは保健所の判断を仰ぎ対応する

②新規利用者が陽性判定時の訪問

【システムの構築中】

- * 現在、医療と介護の支援センターが窓口となり陽性利用者の把握と各地域の事業所の取りまとめ、各地域への連絡システムを構築中
- * 市役所への協議、特別指示書発行の為の医師への相談

8. その他

マニュアルに入れるかどうか・・・

- ①家族対応
- ②感染疑いの職員が出た場合の対策
- ③職員に感染者が出た場合の職員、利用者・家族への対応